

(公印省略)

8 福福第 1312 号
令和 8 年 8 月 5 日

障害児相談支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

福津市福祉事務所長 大庭 武志
(福祉課障がい福祉係)

障害児通所給付決定における標準支給日数の設定及び運用について (通知)

平素より、福津市の障がい福祉行政及び障害児支援の推進につきまして、多大なるご尽力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害児通所給付費に係る支給決定事務につきましては、令和 7 年 10 月 31 日付こども家庭庁支援局障害児支援課通知「「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」の一部改正について」において、適切な支給日数の提示や運用の適正化が求められているところです。

これに伴い、福津市における放課後等デイサービス等の支給日数決定に関する基準及び運用を、令和 7～8 年度に福津市障がい者施策推進協議会にて審議していただき、下記のとおりご提示することといたしました。本通知の趣旨といたしましては、児童一人ひとりの特性に応じた「療育の必要性」に基づいた、適切な通所機会の確保を目的としております。

つきましては、本運用についてご理解いただき、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 本通知の趣旨

従来の「原則の日数 (当該月の日数から 8 日を控除した日数)」という、上限の一律化を改め、児童個々に必要な療育状況に応じ、「標準支給日数」を設定します。

2. 標準支給日数

標準支給日数：月 10 日 (放課後等デイサービス及び児童発達支援)

※ 児童の発達支援上の課題や、個別支援計画に基づき必要とされる療育の頻度を勘案した、原則的な基準値となります。

3. 標準支給日数を超える支給決定の手続き

児童の障害特性、家庭環境、または専門的な療育の必要性等の理由により、上記標準支給日数を超える通所が必要と判断される場合は、下記のとおりご対応をお願いいたします。

【必要書類の提出】

障害児支援利用計画（案）の提出時に、別途「標準支給決定日数を超える理由書【放課後等デイサービス】」（別紙様式）を添付してください。

⇒ 理由書の記載内容

月10日を超える療育（放課後等デイサービス等の利用）の必要性について、具体的な理由（児童本人の発達支援上の特性等）を記載してください。

4. 適用時期

令和9年4月1日以降決定分から適用

※ 新規決定及び支給決定の更新（支給量変更申請を含む）を行う世帯より順次適用とします。

例：令和9年4月1日～令和10年3月31日の放課後等デイサービスの利用更新のため、令和9年3月に保護者より申請及び同月に相談支援事業所から更新モニタリング（計画案）の提出があった場合

⇒ 上記基準が適用されます。

5. その他

理由書の様式につきましては、別添「標準支給決定日数を超える理由書【放課後等デイサービス】」の様式をご使用ください。

・ ・ この通知に関する問い合わせ先 ・ ・

福津市健康福祉部福祉課障がい福祉係 松尾

TEL 0940-43-8189 FAX 0940-34-3881

E-mail fukushi@city.fukutsu.lg.jp